

# 流山市議会 I C T 推進基本計画の進捗と分掌（案）

平成 2 5 年 8 月 2 9 日時点

議会運営委員会

広報広聴特別委員会

## 第 1 章 総 論

### 1 【計画策定の背景】

本市議会では平成 2 1 年 3 月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年 4 月 1 日施行された。それを受けて、同年 1 0 月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

また、本計画策定に当たっては、スカイプやユーストリームを活用し、外部アドバイザー（2 名の大学教授、民間研究機関の研究者）とのリアルタイムによる協議手法も取り入れ、協議を重ね、さらには、執行部の協力もいただいた。

平成 2 1 年 4 月施行 流山市議会基本条例前文より抜粋

「積極的な情報公開を率先して行い、より一層、市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。」

### 2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図り、議会のオープン化（透明、参加、協働）に向けた有効手段のひとつとして、I C T 技術の積極的活用を推進する。

## 第 2 章 基本フレーム

### 1 【基本的な考え方】

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会 I C T 推進基本計画は、以下の 4 点を基本事項とする。

- （1）最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- （2）議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- （3）議会活動の積極的展開を図る。
- （4）事務の合理化・効率化を進める。

### 第3章 事業の展開

#### 1【ソフト面での計画事業】（内 は、実施年度及び、計画年度）

##### （1）市民との情報共有の拡充

ア 本会議のインターネット（ライブ&録画）中継（平成18年9月から実施済）の改善

ア）録画のインターフェイスの見直し（平成22年12月～実施）

H22.12～見直し改善済 ディスカス「一般質問の通告毎のセパレート」

イ）画質向上の見直し（平成24年以降に実現する方向で検討）

H23.6 に議運で協議。1.照明の違いの問題 LED 照明 2.回線の問題 現状維持

ウ）議事録と録画の連携（議会ホームページリンク）（議会ホームページリニューアルに合わせて協議）

未協議

イ 委員会のインターネット（ライブ&録画）中継（平成22年4月から特別委員会で実験中）

ア）常任委員会、特別委員会へのライブ中継の実施（平成23年度中に実施）

H23.12 定例会から全ての委員会（常任・特別）においてスタート

イ）議事録と録画の連携（議会ホームページリンク）（議会ホームページリニューアルに合わせて協議）

未協議

ウ 議会ツイッター公式アカウントの取得

（平成22年5月から公式アカウント取得）

ガイドラインの作成が課題

エ 一般質問時のプロジェクター使用（平成24年9月～実施）

H23.12 定例会からスタート。希望者は議長に事前に申し出る。資料づくりのルールを再確認して、決定する。

オ 議会ホームページの充実（平成24年2月実施）

ア）インターネット（ライブ&録画）中継を行う委員会等の会議資料を事前にWebサイトを通じて、市民に公開する。（平成23年度中に実施）

H22.4～実施は決定し、スタートもしているが、徹底されていない。

イ）独自ドメイン取得（議会ホームページリニューアルに合わせて協議）

H24.10 に取得済み

ウ）会派のWebサイトを作成（ " ）

未協議

エ）議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立（ " ）

未協議

オ）議員個人のWebサイトへのリンク（ " ）

H24.10 広報広聴特別委員会で決定。実施済み。

カ 「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレンダー」などの活用による議会日程の公表（平成23年4月～実施）

H24.10～実施済み

キ 代表者会議のインターネットによる公開（平成23年度中に実施の方向で検討）

H23 代表者会議で協議され、当面見合わせとなる。

ク 全員協議会のインターネットによる公開（ ” ）  
H23 代表者会議で協議され、当面見合わせとなる。

ケ 議会報告会のインターネットによる公開（平成23年度から実施の方向で検討）  
H23.11 から全班強制ということではなく、班毎で決定し実施している。

コ 議会中継を見る日キャンペーンの実施（平成23年9月～実施）  
H24.2～市議会公式 Facebook ページにおいて実施中

(2) 市民参加による議会運営

ア 会議を傍聴した市民又は、報告会に参加した市民、あるいはインターネットで会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。  
（議会ホームページリニューアルに合わせて協議）

H22.5～一部、実施済み。議会報告会の回答書の公表

イ インターネットによる議会アンケートの実施（ ” ）  
アンケートを実施しようとする当該委員会の委員会判断とする。

ウ 議会（委員会）と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換  
（平成23年度～実施の方向で検討）

H24.5 議運にて協議。当面、見合わせるという結論

(3) 議員の情報活用能力および活用環境の向上

ア インターネットを利用した情報収集力の向上（平成23年度中に全議員を対象とした研修会の実施検討）

H23.11 議運にて、個人や会派単位で勉強していこうという結論に。

イ 新聞記事検索データベースの活用（平成23年度～協議を継続していく）

H23.10 議運にて、時期尚早、今後も検討となった。

ウ 会議録検索システム導入（平成15年12月より実施済）

H15.12～実施済み

エ 先例集、市例規、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る  
（平成24年度中に構築）

H24.7～実施済み

オ 庁内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス権

（平成24年10月～実施）

市役所と議員の秘密保持契約が必要か？

(4) 議会内のペーパーレス化を促進（完全ペーパーレス化を原則とする方針で今後も協議を継続していく。）

ア 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化（平成23年4月～実施）

H23.4～一部実施済みであるが、再度、議員へのアンケート調査と、執行部からの通知文電子化の協議が必要。

イ 発言通告書を電子化（議員により、一部実施済）（ ” ）

H23.4 以前から一部、実施済みであるが、受付の方法やルールなどを、再協議して文書化（先例や申し合わせ事項の設定）をする必要あり。

ウ 予算書・決算書の電子化（平成17年3月より一部実施済） 減刷も課題

H23.3～実施済み

エ 予算・決算資料の電子化（平成23年度～実施）

H24.3～実施済み

オ 会議録の電子化（平成15年3月より一部実施済） 減刷も課題

H25.4～常任委員会だけでなく、特別委員会の会議録も電子化

カ 議案書の電子化（平成24年6月～実施）

H24.6～実施済み

キ 委員会室におけるパソコン＆プロジェクターの活用

（平成20年4月より一部実施済）

H23.3 から実施済み

ク 予算要望の電子化（平成21年10月より一部実施済）

H23.10～実施済み

ケ 予決指摘要望事項の電子化（平成21年3月より一部実施済）

H23.3～実施済み

コ 議員履歴の電子化（平成23年4月～実施）

電子化しホームページで公表を検討

サ 報酬明細の電子化（平成23年度～実施）

H24.4～実施済み

シ 議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化

（平成23年度中に実施の方向で検討）

## 2【ハード面での計画事業】

（1）議会内LANの構築

ア 本会議場（平成22年9月より実施済）

H22.9～実施済み

イ 議事堂（平成23年度中に実施の方向で検討）

H23.7～実施済み

（2）機器及びシステムの整備

ア スマートフォンを全議員に配布及びその積極的活用を図る

（平成22年9月より実施済）

H22.9～実施済み

イ 電子採決システムの改善（平成23年6月～実施）

H23.8～実施済み

ウ 議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する

（平成24年6月～実施）

H24.7～実施済み

エ プリンター及びスキャナーを各会派に配備（平成24年4月～実施）

または、議会内LANの整備により、コピー機をオールインワン型にグレードアップする。ID毎に誰がいつどんな内容のものを印刷したか記録できるようにしておく。

H25.4～コピー室にスキャナー機能を配備済み

オ 議場へのプロジェクター設置（平成24年9月～実施）

H23.12～実施済み

### 3【財源措置と計画の見直し】

#### 実施しないということも含めて、見直しとする

- ( 1 ) 予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第 1 2 条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、要望していく。
- ( 2 ) 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。